

# 社会保険庁の解体・民営化を凍結し公的年金の保障を

2008年7月19日 自由法曹団

政府の年金業務・組織再生会議は6月30日、1年足らずの審議を経て「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本的方針について」（最終整理）を公表し、この内容は日本年金機構の「基本計画」として閣議決定されようとしている。その内容は、年金記録問題などをめぐる国民の公的年金の保障への不安を解消するものではなく、専門的知識技能を有する職員を現在よりさらに減員しようとする事により、年金記録問題の解決を不可能にするものとなっている上、社会保険庁職員にも理不尽な分限免職や有期雇用を押しつけようとするものになっている。

自由法曹団はすでに、国民の年金権を保障し職員の権利侵害を防ぐために、「社会保険庁改革についての意見」（2008年2月25日）、全国討論集会決議「社会保険庁の解体・民営化を凍結し、公的年金制度の確立を求める決議」（5月25日）、「社会保険庁の違法状態の是正を求める緊急申入書」（6月27日）を公表してきたが、今回の「方針」は、公的年金を確立する政府の責任を放棄するものとして、厳しく批判するものである。

## 1 記録問題の全面的解決に向かわない「方針」

「方針」は「組織ガバナンスの確立」や「内部統制、監査体制、コンプライアンス体制」を主張するが、その具体策は「リーダーシップ」や「職員の意識改革」、「業務処理マニュアルの整備」や「監査」である。しかし、年金記録問題を発生させた原因についての「年金記録問題検証委員会報告書」の指摘する根本的問題を何ら受け止めていない。記録問題の真の原因は、年金記録を適正に管理する方針も立てず人員体制も整えなかったことであり、歴代政府の責任が根本問題であるのに、組織全般のあり方に解消している。

## 2 専門性のある職員の充実の要請に背を向ける「IT体制」と人減らし

「方針」は「IT体制の確立」を唱え、機構をできる限り「スリム化」するという。しかし、これまでも「IT」は導入されてきたが、人間の関与する作業に多くの不備があり、専門性のある職員の人員体制の充実をはからなければどんな機械やソフトを導入しても砂上の楼閣である。「方針」は、公的年金制度を専門性のある職員によって安定的に支えることに背を向け、年金記録問題を誠心誠意解決する意思も見通しもないまま、やみくもに人員削減のみを追求するものであり、国民の公的年金の保障を崩壊させるものである。

### 3 職員の意欲を高められない人事制度

「方針」は「人材登用の仕組み」や「職員のモチベーションを高める人事・給与体系、人材育成」を導入するという。しかし、現在の社会保険庁の職場は、将来の見通しもなく、違法な長時間労働や休日労働が蔓延する異常な状態であるのに、これを放置し、さらに専門性ある職員を減らすことを強調すれば、とうてい職員に人間らしい働き方を保障することはできない。小手先の人事制度をいくら変えても、専門性を発揮し得る人員体制の確保と違法な長時間労働の是正の見通しが示されなければ、職員の意欲を高めることはできず、有為な人材の流出は止まらないであろう。

### 4 さらに「外部委託」では「国民サービスの向上」ははかれない

「方針」は「国民サービス向上や情報公開の取組の充実」が重要だという。しかしその具体策は業務の「外部委託」を追加していくというものである。現在の年金相談体制についても、専門性のある職員が不足しているため長時間待たされる、コールセンターに電話をしても知識のない非正規労働者がマニュアル通りの対応をするのみで不安の解消につながらないという声がある。経費削減のみを強調してさらに業務の外部委託を拡大すれば、年金について相談をよせる国民に対するサービス低下はさらに深刻になる。

### 5 職員の権利を侵し多数の法的紛争を免れない「採用審査」

「方針」は機構設立時の職員「採用」で、多数の民間出身の職員を採用しながら、専門性ある社会保険庁職員の分限免職も行おうとし、懲戒処分歴のある者は正規職員に採用しないという。しかし、年金業務の知識経験のない者を採用しながら専門性のある社会保険庁職員を採用しないことは、能力の実証に基づく採用を義務づけた現行公務員法制に反するものであり、国民の付託にも背くものである。また新たな民間出身の職員を採用しながら専門性ある社会保険庁職員を免職することは、労働関係法規と裁判例に照らしてもとうてい許されない。さらにすでに一定の懲戒処分が確定している職員について、その処分の内容や理由にかかわらず一律に機構職員として採用しないことは、実質上二重処罰にあたり、適正手続の保障の見地からも許されない。もしこのような職員の権利を侵害する取り扱いを強行するなら、多数の法的紛争を招き、その対応で多大な社会的損失と浪費が生じることが避けられない。

### 6 社会保険庁の解体・民営化を凍結し公的年金確立のための国民的論議を

公的年金制度は憲法25条の生存権保障のために確立しなければならないものであるところ、今回の「方針」は、年金記録問題についての根本的な指摘も受け止めないまま、社会保険庁職員の権利侵害と人減らしを進める無責任きわまりないものである。自由法曹団は、憲法25条の保障する公的年金の確立に逆行する社会保険庁の解体・民営化の凍結と公的年金確立のための記録問題の原因と責任の究明のための国民的論議を、あらためて呼びかけるものである。